

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 経済部農業水産課

番号36

許認可等の内容		漁港区域内の占用料の減免の承認
根拠法令及び条項		漁港及び漁場の整備等に関する法律第35条 茅ヶ崎漁港管理条例第12条第4項
審査基準	関係条項	茅ヶ崎漁港管理条例等施行規則第17条第1項
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 茅ヶ崎市漁業協同組合が水産振興のために占用するときは、次に掲げる敷地の区分に応じた額を免除する。</p> <p>(1) 組合事務所敷地の場合は占用料の額の全額</p> <p>(2) 漁業用施設敷地の場合は占用料の7/10</p> <p>(3) 給水管布設敷地の場合は占用料の全額</p> <p>2 漁業関連施設（工作物に限る。）を設置するために占用するときは、占用料の額の1/2（水産物加工所にあつては、占用料の額の1/3）を免除する。</p> <p>3 市が主催し、又は共催する事業のために占用するときは、占用料の額の全額を免除する。</p> <p>4 国又は地方公共団体が、国有財産施行令第12条の4各項に規定する施設若しくは漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条に規定する漁港施設を設置するために占用するときは、占用料の額の全額を免除する</p> <p>5 公共性があり、かつ、海岸利用にあたって必要なものを設置するために占用するときは、その都度市長が定める額を免除する。</p> <p>6 茅ヶ崎市漁業協同組合が水産振興のために後援し、市が水産振興に資すると判断した場合占用料の1/2を免除する。</p> <p>7 市長が特別の必要があると認めるときは、占用料の全額を免除する。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定（令和6年4月1日最終変更）
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数30日（休日は含まない）
標準処理期間	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定（平成30年10月 1日最終変更）

(裏)

審 査 基 準	基 準	
------------------	-----	--